

平成 25 年 6 月 28 日
消 費 者 庁

新食品表示制度についての意見募集に寄せられた主な意見とそれに対する考え方について（概要）

消費者庁では、平成 24 年 11 月に「新食品表示制度のポイント（イメージ）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：平成 24 年 11 月 1 日～同 30 日
2. 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス
3. 寄せられた意見総数：318 件（複数の意見内容を含むものもまとめて 1 件としてカウント）
4. 寄せられた主な意見の概要と意見に対する考え方

主な意見の概要	意見に対する考え方
(1) 法律全体についての意見	
安全性に関する情報の提供が最優先であるなど、食品表示一元化検討会報告書の趣旨に沿った法律とすること 【同旨 27 件】	食品表示一元化検討会報告書の内容を踏まえ、法律を策定しました。

(2) 法律の個別の内容についての意見	
食品の安全及び消費者の適切な商品選択の機会の確保のみならず、消費者の権利（知る権利、選択する権利等）を目的に明記すること【同旨 46 件】	第 3 条第 1 項において、「消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重する」旨を明記しました。
帳簿書類提出命令等を保健所等の執行機関に付与する等、監視執行体制を強化すること【同旨 30 件】	第 8 条及び第 9 条において、適切な取締りや円滑な調査を実施していく観点から、新たに書類提出命令等を規定しました。
是正措置として、適格消費者団体による差止請求制度を導入すること【同旨 2 件】	第 11 条において、行政機関による監視とあわせて、表示違反行為を排除する仕組みを複線化するため、適格消費者団体の差止請求権を規定しました。
J A S 法に基づく表示事項だけでなく、全ての表示事項に対し申出ができるよう、申出制度を整備すること【同旨 7 件】	第 12 条において、行政機関による監視とあわせて、表示違反行為を排除する仕組みを複線化するため、全ての表示事項に対する申出制度を規定しました。
申出の濫用等によって事業者の負担にならないよう、申出制度の拡充は慎重に行うこと【同旨 12 件】	申出に対しては、その内容に応じて必要な調査を行った結果、例えば、違反事実が認められた場合に指示や命令等の措置を講じることなどから、過度の負担が事業者に発生する懸念は大きくならないものと考えています。
事業者が表示義務を怠らぬよう、罰則を強化すること 【同旨 14 件】	第 22 条第 1 項において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認められるときに発出される回収等命令に従わなかった場合に併科できる法人罰の上限を、特定商取引法や景品表示法など他の消費者法における法人罰と同水準の 3 億円に引き上げました。

(3) 表示基準（個別の表示事項）についての意見	
国民の健康の維持・増進のため、栄養表示を義務化すること 【同旨 13 件】	<p>頂いた御意見については、表示基準の策定や、今後の検討課題の議論に活用させていただきます。</p>
中小零細企業の過度な負担とならぬよう、栄養表示の義務化にあたっては、公的データベースの整備や計算値方式の導入等、十分な環境整備を行うこと【同旨 25 件】	
事業者には過度な負担となるため、栄養表示は義務化せず、現行のとおり自主的な取組とすること【同旨 44 件】	
消費者の合理的な商品選択に資するため、加工食品の原料原産地表示の対象品目を拡大すること【同旨 111 件】	
事業者の負担や実行可能性を考慮し、加工食品の原料原産地表示の対象品目は拡大しないこと【同旨 51 件】	
遺伝子組換えに関する情報が正確に消費者に伝わるよう、遺伝子組換え表示を拡充すること【同旨 108 件】	
現行の遺伝子組換え表示制度は科学的根拠に基づくものであり、実効性確保の観点から、現行の遺伝子組換え表示制度を変更しないこと【同旨 7 件】	
消費者により詳細な情報が伝わるよう、食品添加物の表示について、一括名や簡略名表示でなく、物質名と用途名を併記すること【同旨 53 件】	

見やすさや表示スペースの確保の観点から、優先順位をつけて表示項目を絞ること【同旨 18 件】	
小さな文字で多くのことが表示されていると必要な情報を見落とすおそれがあるため、文字のポイント数を大きくすること【同旨 4 件】	
表示スペースが限られているので、文字のポイント数は上げないこと【同旨 16 件】	
表示の義務付けに当たっては、コーデックスなどの国際ルールと整合性のとれた制度とすること【同旨 11 件】	
(4) その他の意見	
栄養表示や、その他の情報を消費者が正しく活用できるよう、食生活に関する知識の普及啓発をおこなうこと 【同旨 17 件】	
表示の変更に伴う包材の切替を勘案し、十分な経過措置期間をおくこと【同旨 6 件】	頂いた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
表示制度をよりわかりやすくするために、公正競争規約等、食品衛生法、JAS法、健康増進法以外も一元化すること 【同旨 12 件】	
監視執行体制の整備に当たっては、事業者にとって過度な負担を招かぬよう、配慮すること【同旨 16 件】	